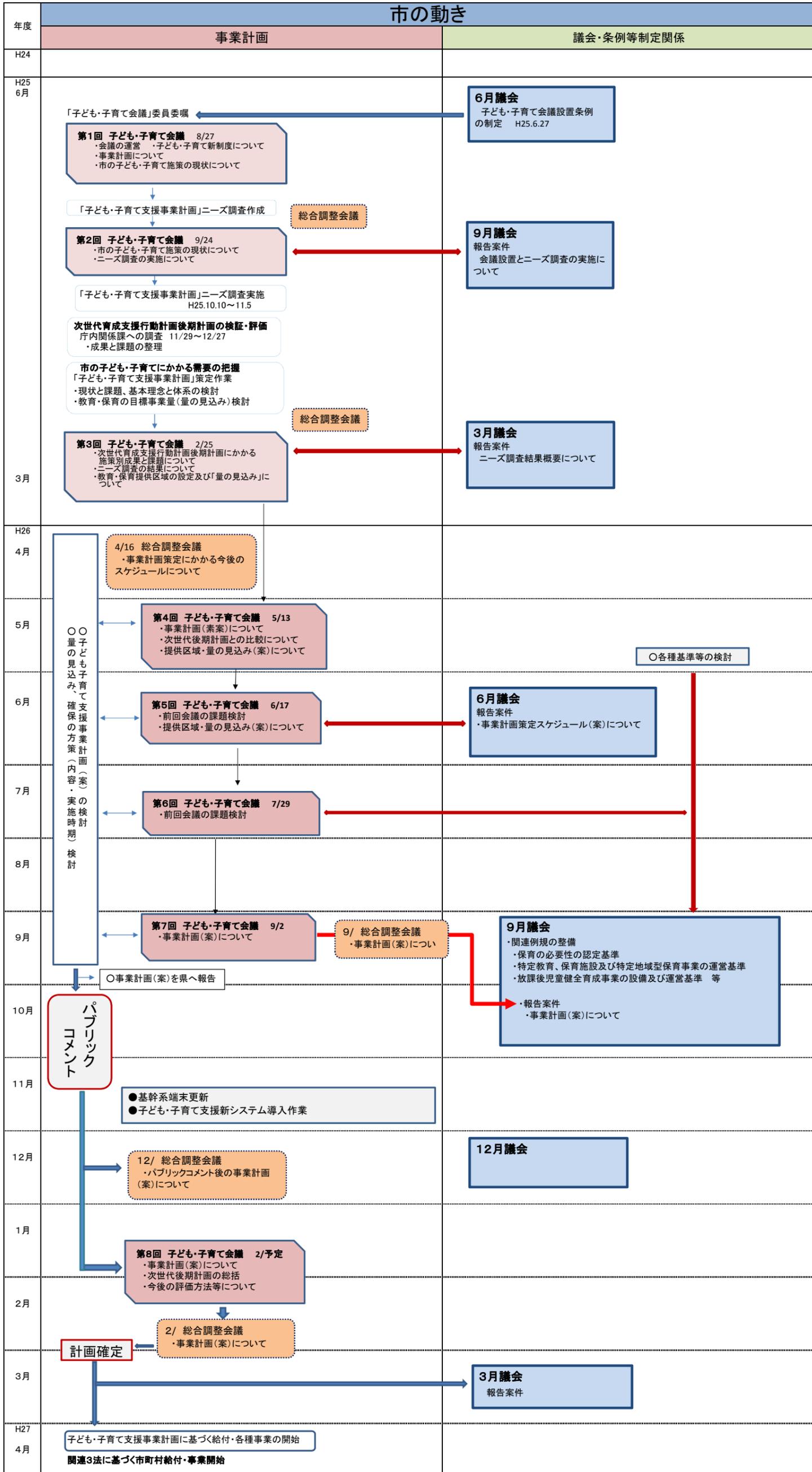
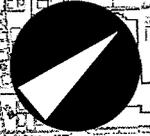


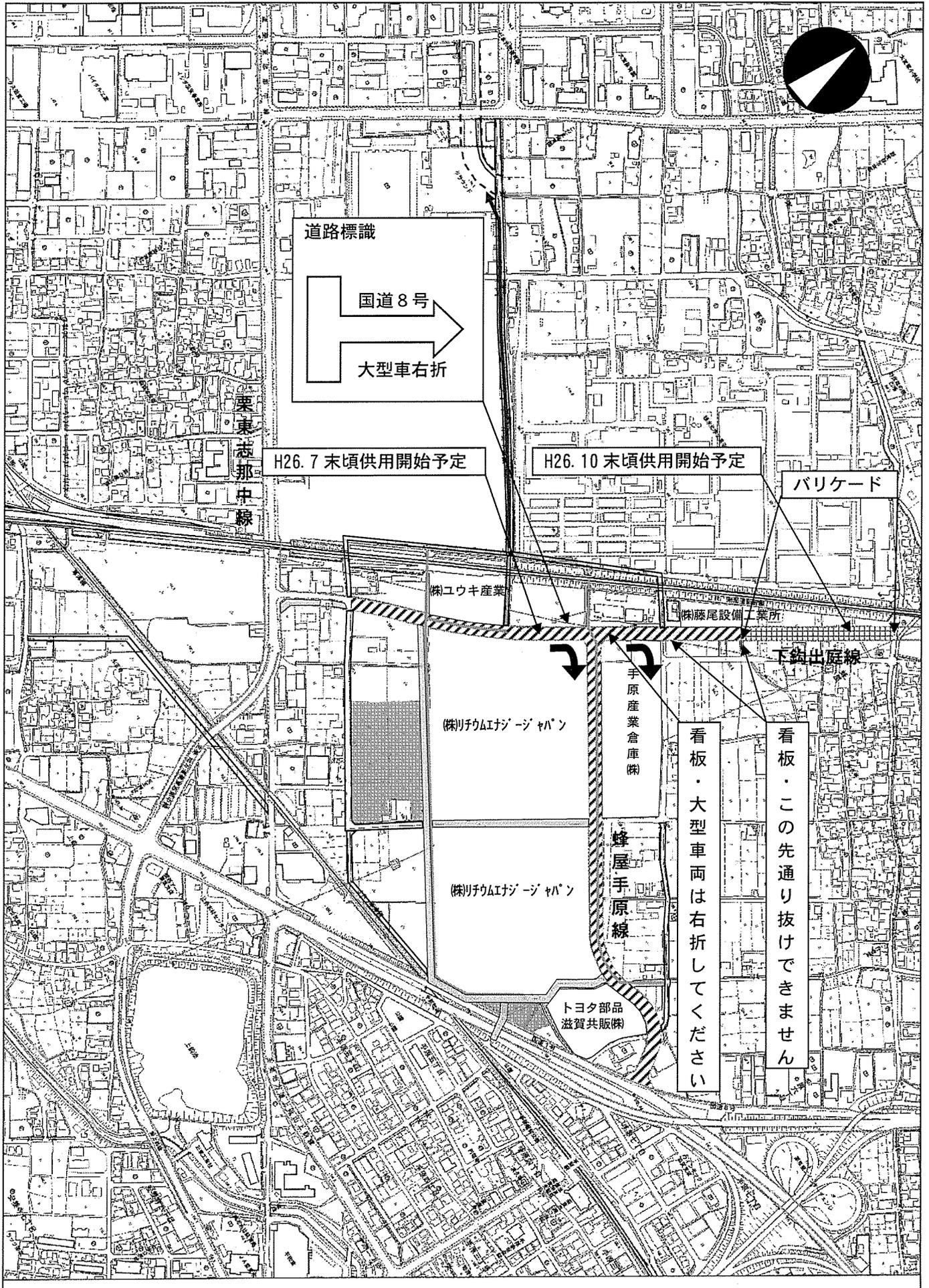
子ども・子育て支援新制度 本格施行までの作業スケジュール(予定)



後継プラン進捗状況



(都) 下鉤出庭線・蜂屋手原線 供用開始予定図



道路標識

国道 8 号

大型車右折

栗東 志那 中線

H26. 7 末頃供用開始予定

H26. 10 末頃供用開始予定

バリケード

株ユウキ産業

株藤尾設備工業所

下鉤出庭線

株リウエナジージャパン

手原産業倉庫(株)

蜂屋手原線

株リウエナジージャパン

トヨタ部品 滋賀共販(株)

看板・大型車両は右折してください

看板・この先通り抜けできません

平成26年度 栗東駅周辺まちづくりの取組み概要

1. 平成25年度の取組み概要と課題

- 栗東駅周辺まちづくり検討会議を2回開催
 - 第1回会議 H25.11.11
 - 第2回会議 H26.3.18
- 栗東市元気創造プロジェクト会議を6回開催
 - 第1回会議 H25.11.21
 - 第2回会議 H25.12.6
 - 第3回会議 H25.12.20
 - 第4回会議 H26.1.16
 - 第5回会議 H26.1.31
 - 第6回会議 H26.3.4
- 取組み成果
 - プロジェクト会議による叩き台として栗東駅周辺まちづくり基本方針（素案）を策定
- 今後の課題（おもな検討会議での指摘事項）
 - ・栗東駅前公共用地の活用に向け、客観的なデータに基づく方向性（フレーム）を示すこと。
 - ・検討会議での意見等を踏まえ、基本方針の成案化に向けアンケート調査等により住民ニーズを把握する。

2. アンケート調査の実施方針

- ①目的 栗東駅周辺地域の現状認識、同地域の今後のまちづくりの方向性、栗東駅前公共用地の利活用方策に関する意向などを聴取する。
- ②対象 18歳以上の栗東市民および栗東駅周辺への来街者
 - ・郵送 2,000部（うち1,000部は栗東駅周辺地域が対象）
 - ・街頭配布 500部（栗東駅利用者に配布）
- ③時期 7月実施、8月集計

3. アンケート調査の内容

- ①回答者の属性（性別、年代等）
- ②栗東駅周辺の関わり度（来街頻度、来街目的）
- ③栗東駅周辺の現状認識
- ④栗東駅周辺の今後のまちづくりの方向性
- ⑤栗東駅前公共用地利活用方策について

4. 今後の展開

- ・アンケート調査結果を踏まえ市の基本方針案を策定する。

第五次栗東市総合計画 後期基本計画の策定について

1. 趣旨

本市は、平成22年度から平成31年度を計画期間とする「第五次栗東市総合計画」を策定し、「基本構想」では「市民主体、市民協働によるまちづくり」、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」、「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」をまちづくりの基本理念として、「ひと・まち・環境 ともに育む 『健やか・にぎわい都市』栗東」を将来都市像に定めまちづくりを進めています。

本市総合計画は、長期的な展望に立ち、まちづくりの基本理念や目指すべき都市像を示した「基本構想」（計画期間10年）と、基本構想に基づき、政策を体系化した施策ごとに基本方針、成果指標、内容、市民、事業者及び行政ごとの役割分担を示した基本計画（計画期間5年）の二層構造で構成されており、平成22年度から平成26年度の前期5年は「財政健全化推進期間」と位置づけ、あらゆる行財政改革に集中的に取り組んでまいりました。

この「前期基本計画」期間の進捗・達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえた時点修正を行う中で、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

2. 計画の名称 「栗東市第五次総合計画 後期基本計画」

3. 計画期間 平成27年度から平成31年度とする。

4. 策定に向けた基本姿勢

第五次栗東市総合計画 後期基本計画は、基本構想に基づき、前期基本計画の検証を通して、継続性や整合性を図る中で、本市の将来都市像である「ひと・まち・環境 ともに育む 『健やか・にぎわい都市』栗東」の実現に向けた計画を策定するものとします。

見直しにあたって

- ・前期基本計画の実績については、各所属より提出を受けた評価シート、ヒアリング等をもとに、「栗東市第五次総合計画前期基本計画評価結果」を作成し、公表する。
- ・第五次総合計画策定時に実施予定であった市民との進行管理の推進を図るため、後期基本計画の策定にあたり、市民視点での成果指標設定を行い（総合計画審議会において審議）、後期計画期間中については、従前の行政内部の評価（自己評価）に加え、進行管理する組織を立ち上げ（総計審公募委員含む）、同組織において成果指標をもとにした政策、施策評価（外部評価）を実施し、その結果を公表していくこととする。

5. 策定の体制

(1) 庁外

- ・総合計画審議会の開催（委員10名）
- ・まちづくり座談会、まちづくり出前講座等での説明
- ・パブリックコメントの実施

(2) 庁内

- ・庁内ワーキング
- ・総合調整会議

第七次 栗東市行政改革大綱 策定について

1. 趣旨

本市では、平成8年度より行政改革に着手し、概ね3ヵ年毎の計画期間とする行政改革大綱を策定し、継続的な改革に取り組んできました。平成26年度の第六次行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）による改革期間の最終年度となることを踏まえ、今後も継続した改革に取り組むため、第七次行政改革大綱を策定します。

2. 計画の名称 「第七次 栗東市行政改革大綱」

3. 計画期間

第五次総合計画（後期基本計画）期間と整合を図り、5ヵ年（H27年度～H31年度）とする。

4. 策定に向けた基本姿勢

- ①第五次総合計画 基本構想として定める「政策の実現に向けて」の二本柱である「市民主体・市民協働のまち」と「効率的で効果的な自治体運営」との整合を図るものとします。
- ②第六次大綱に定める5つの重点事項、23の各項目に合わせ関係所管による評価・検証を行い、原則として公表するものとします。
- ③第七次行政改革大綱の策定にあたっては、第六次行政改革大綱の改革効果を評価・検証する中で、継続、改変、追加すべき事項を検討し、「抑制型」から「創造型」を基本に、推進計画を策定します。

第六次行革大綱 重点事項と各項目

	重点事項	詳細項目
1	協働のまちづくりの推進	市民参画と協働の推進 積極的な情報の共有化と説明責任の徹底
2	事務事業の選択と集中	事務事業の再編・整理、廃止・統合 経費の削減 人件費の抑制 外郭団体のあり方の見直し
3	アウトソーシングの推進	民間委託等の推進 施設の民間委託、統廃合
4	行政経営システムの整備	行政評価制度の効果的な活用 人事評価制度の運用 人材の育成 職場内でのコミュニケーション強化 定員管理の適正化 時代に即応した組織機構の見直し 電子自治体の推進と情報提供のあり方の見直し

5	経営視点に立った財政運営の確立	財政の健全化 歳入の確保 未利用財産の有効活用・売却促進 受益者負担(※)の適正化 補助金・負担金等の適正化 公共工事コストの縮減 地方公営企業・第三セクター(※)の経営健全化 公会計改革による取り組みの推進
---	-----------------	---

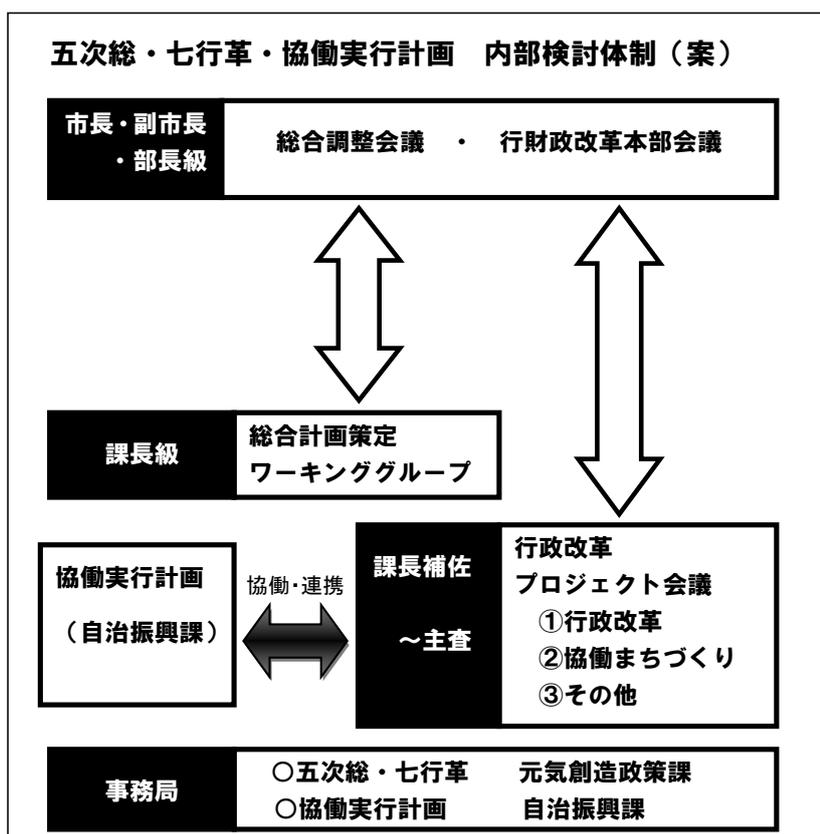
5. 策定の体制

(1) 意見聴取

- ①行政改革懇談会の開催（委員10名）
- ②開催回数 3回程度

(2) 内部の体制

- ①栗東市行財政改革推進本部
- ②庁内プロジェクト会議（課長補佐～主査級） 研修会、ワークショップ等



草津・栗東広域行政協議会の設立について

1. これまでの経過

【平成18年度】

7月27日 草津・栗東広域行政協議会の解散

【平成23年度】

1月13日 草津・栗東広域行政調整会議の設置

- ・都市計画道路や旧草津川跡地の利用など、両市の共通課題について連携、調整する組織として、事務レベルでの調整会議を設置する。

【平成24年度】

8月28日 第1回会議の開催

(主な議題)

- ・山手幹線の整備促進について
- ・草津川跡地（新幹線上流部）の周辺道路整備等について
- ・草津川跡地整備区間⑥の整備について

【平成25年度】

10月8日 第2回会議の開催

(主な議題)

- ・国道1号草津川跡地接続検討業務について
- ・草津川跡地（新幹線上流部）周辺道路等整備事業について
- ・山手幹線の整備促進について

2月17日 第3回会議の開催

- ・両市長および幹部による協議を行い、両市に關係する広域行政の課題については、事務レベルによる当該調整会議を更に発展させ、議会も構成員とした広域行政協議会を立ち上げていくことで合意した。

【平成26年度】

5月13日 両市の市長および市議会議長による懇談会

- ・両市議会議長も含め、協議会の設立に向けた意見交換を開催。

2. 設立する協議会について

■設立目的

- ・両市に關する広域行政課題について協議し、円滑な事務事業の推進を図るもの。
(草津川跡地整備、山手幹線道路など)

■設立時期

- ・平成26年8月29日に総会を開催予定。

■構成員

- ・両市長および副市長と、議会議員については、両市議会事務局で調整中

■負担金

- ・両市が3万円を負担。

**平成27年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項
総合調整会議（6月5日開催）以降の主な修正内容等について**

会議当日の意見ならびに会議後の各部からの修正報告により、以下のとおり内容の修正を行った。

1. 要望事項の追加

- ・「公共投資の地方負担低減につながる財政支援について」について、会議当日に配布した要望事項を追加。
- ・「要望事項野洲川管理用道路の整備について」について、別紙内容を新規要望事項として項目を追加。

2. 要望内容の修正

○要望事項全般

- ・記載内容について、文末表現を「です」「ます」に統一
- ・記載内容について、「および」を「及び」に統一

○要望項目の主な修正内容

要望事項		箇所	修正前	修正後
No.1	災害復旧事業	現状と課題 4行目	被災者生活	被災者の生活
		要望内容 5行目	前回	全壊
No.4	滋賀県市町振興資金	要望内容 1行目	前述のとおり	削除
No.7	守山栗東雨水幹線	図面・写真等	図面の差替え	
No.9	強度行動障がい	要望内容 1行目	強度行動障害	強度行動障がい
		要望内容 2行目	日中一時支援事業所	日中支援事業所
No.18	都市計画道路事業費	要望先	国土交通省 都市・地域整備局	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課
		要望内容 1行目	都市計画道路	都市計画道路大門野尻線
No.19	道路局国庫補助事業費	要望先	国土交通省 道路局	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課
No.20	急傾斜地崩壊対策	現状と課題 要望内容	③の項目を追加	
No.22	コミュニティバス運行対策費補助金	要望内容 3行目	「フィーダー系統確保維持事業の採択」の文言を追加	
追加	公共投資の地方負担低減	要望内容 1行目	前述のとおり	削除

平成27年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

担当部・課 建設部・国・県事業対策課

野洲川管理用道路の整備について

〔現状と課題〕

野洲川は守山・栗東・野洲市域を縦断的ではほぼ直線的に流下しており、現在、国道8号から湖岸までの野洲川両岸における高水敷の管理用道路は部分的に整備されているものの、未舗装で雑草が繁茂する区間も存在しており円滑な移動に支障をきたしている状態であり、連続的な利用ができるよう整備することで、災害が発生した場合の避難経路や緊急輸送路として、重要な役割が果たせるものと考えます。

また、平常時には河川公園等を歩行者や自転車利用者が、野洲川の風を肌で感じながら行き来することで、「水」と「緑」に親しむ機会を提供できると考えます。

〔要望内容〕

当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路や整備済み箇所を活用した舗装等の整備について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



【要望先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 野洲川出張所

No	要 望 事 項	新規	継続	市の重点要望項目			県に対する市長会要望項目			備考
				H24	H25	H26	H24	H25	H26	
1	災害復旧事業に係る制度の見直し等について	○				◎			◎	
2	新駅問題の早期解決について		○	◎	◎	◎				
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて		○	◎	◎	◎				
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について	○								
追加	公共投資の地方負担低減につながる財政支援について	○								
5	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について		○	◎	◎	◎	◎			
6	獣被害防止対策の確立と交付金事業の継続について		○	◎			◎			
7	守山栗東雨水幹線の事業促進について		○							
8	国民健康保険税（料）の全県統一等について		○		◎	◎		◎	◎	
9	強度行動障がい者の処遇の改善について		○	◎			◎			
10	バスでの胃がん検診時における医師の同席について		○							
11	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について		○							
12	地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について		○							
13	一級河川の改良事業等促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
14	野洲川改修事業の促進等について		○			◎		◎	◎	
追加	野洲川管理用道路の整備について	○								
15	国道バイパスに関する事業促進について		○	◎			◎	◎	◎	
16	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		○							
17	県施行による都市計画道路等の事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
18	都市計画道路事業費の確保について		○							
19	道路局国庫補助事業費の確保について		○	◎			◎			
20	急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について	○				◎				
21	観音寺地先の砂防えん堤事業について	○				◎				
22	コミュニティバス運行対策費補助金制度の拡充について		○							
23	JR在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について		○							
24	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について		○							
25	特別支援教育加配教員の配置について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
26	35人学級の実現と教職員定数の改善について		○							
27	栗東警察署の設置について		○							
28	警察官の増員配置について		○							
29	交通規制について		○							

※市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目となります。

栗東市立学校給食共同調理場建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 栗東市立学校給食共同調理場建設計画策定のため、栗東市立学校給食共同調理場建設検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 検討委員会は安全でおいしい学校給食を継続実施するため、学校給食共同調理場の更新に向けて、給食施設のあり方、運営方法・形態及び規模・場所等の基本構想・基本計画等に関して必要な事項について協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は委員11人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長があらかじめ指名する副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に召集される会議は、教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 4 委員長は、会議の円滑な進行に必要があると認めたときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は教育委員会教育総務課学校給食共同調理場において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年5月29日から施行する。

栗東市いじめ防止基本方針策定、連絡協議会、附属機関開設等スケジュール(案)

										平成27年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全体進捗	素案作成	→	関係課協議 総合調整会議	素案修正	総合調整会議	基本方針案協議	パブコメ実施	基本方針策定 最終確認	議会上程					
方針案策定 関係者会議			基本方針案 策定協議	基本方針案 策定協議	基本方針案策定		基本方針 最終案策定							
三役協議				基本方針案協議		基本方針案協議		基本方針 最終確認						
総合調整会議					基本方針案協議			基本方針 最終確認						
教育委員会			基本方針案協議		基本方針案協議		基本方針 最終確認							
議会			スケジュール案 議会説明会			委員会説明 パブコメ案 議会報告及び協 議		基本方針 策定報告	附属機関およ び連絡協議会 設置条例・規則 案上程					
教育委員会 事務局	基本方針素 案作成	→	基本方針案策定				基本方針案修正 基本方針策定				栗東市いじめ防止基本方針			
			市対策連絡協議 会 設置条例等整備								栗東市いじめ問題対策連絡協議会 (年3回、市の取組進捗確認)			
			市教委附属機関 設置条例等整備								市教委いじめ問題調査委員会 (常設、各校での取組進捗確認、重 大事態発生時の調査機関)			
			市再調査機関 設置条例等整備								栗東市いじめ再調査委員会 (緊急時、市長が招集する第三者 の再調査機関)			

栗東市いじめ防止基本方針の策定について

栗東市教委(素案)

1. 栗東市いじめ防止基本方針(以下、市基本方針)を策定する。
2. 市基本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)」(以下、国基本方針)および、滋賀県の策定した「滋賀県いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、策定する。
3. 市基本方針の概要
 - ① いじめに対する基本的な考え方
 - ② いじめ防止等のための対策の内容
 - ③ 学校が実施すべき施策
 - ④ 重大事態への対処
 - ⑤ その他重要事項
4. 市基本方針とともに、「栗東市いじめ問題対策連絡協議会」(以下、市いじめ連協)、「市教委いじめ問題調査委員会」(以下、教委調査委員会)、「栗東市いじめ再調査委員会」(以下、再調査委員会)の設置に向けて整備を進める。
5. 上記4.の組織の役割は、それぞれ以下のような内容を所掌する。
 - A) 市いじめ連協は、市の基本方針に則り、各関係機関などの連携ができるよう市や各学校の取組などを確認する。
 - B) 教委調査委員会は、各校でのいじめ防止等に向けた取組の進捗状況を把握し、場合によって助言する。また、重大事案が発生した場合には、市教委附属の調査機関として機能する。
 - C) 再調査機関は、教委調査委員会からの報告を受け、市長がさらに再調査が必要と判断したときに、市長により招集される。
6. 上記5.A)~C)の機関は、条例により設置する方向で進める。
7. 策定スケジュールについては、別紙とする。
8. 基本方針の策定に向け、関係各課との事前協議を進める。

栗東市いじめ防止基本方針の概要(素案)

1. はじめに

2. 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処

2 組織の設置

- (1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会
- (2) 市教委いじめ問題調査委員会
- (3) 栗東市いじめ再調査委員会

3. 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

- (1) 市立学校におけるいじめの防止（法第15条関係）
- (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- (3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）
- (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係）
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）
- (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）
- (7) 啓発活動（法第21条関係）
- (8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）
- (9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）
- (10) 学校評価（法第34条関係）
- (11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策

- (1) いじめ対策委員会の役割
- (2) いじめ対策委員会の構成員

3 重大事態への対処

- (1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
- (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
- (3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援

4. 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
- 2 基本方針の見直し
- 3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表
- 4 財政上の措置等

コンビニ収納の実施について	1
1. 目的.....	1
2. 経過.....	1
3. コンビニ収納とは	1
4. 運用実施 案	2
4-1. 開始年月.....	2
4-2. 対象業務.....	2
4-3. 費用（参考）	2
5. 近隣市の動向	3
6. 利用可能なコンビニ.....	3
7. 今後の予定	4

コンビニ収納の実施について

1. 目的

IT推進委員会で取りまとめた運用実施案と今後の作業について報告します。

2. 経過

新基幹システムの導入に伴う新サービスの一環として、平成25年5月の総合調整会議で報告し、IT推進委員会にて税・料金等の支払いをコンビニエンスストアで収納する「コンビニ収納」の運用開始について、以下の運用開始案について取りまとめました。

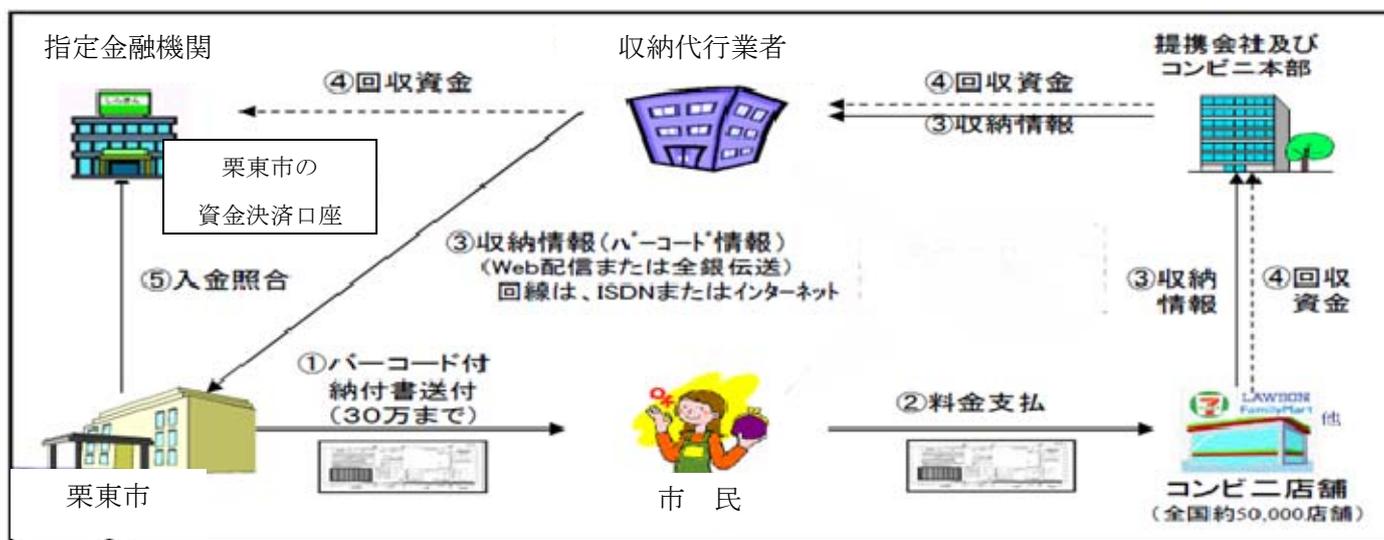
3. コンビニ収納とは

24時間365日コンビニエンスストアで、税・使用料等の支払いが可能となります。

市民が好きなタイミングで最寄りのコンビニ店舗で支払うことができ、利便性を高めることに寄与します。

また自治体にとっては、収納チャンネルが増加し事務負担の軽減が期待できます。

(コンビニ収納概念図)



<注意点>

1. コンビニ店舗において、納付書1枚につき、収納金額の上限は30万円です。
2. 払込期限が過ぎた納付書は、コンビニ店舗では収納を受付できません

「③収納情報」は、3種類のデータが送付されます。

1. 速報データ (店舗収納日の翌営業日に配信)
コンビニ店舗で支払われた収納情報を速報として配信されるデータ。
2. 確報データ
コンビニ本部で、速報データと納付済み通知書とを照合後に作成されるデータ。
3. 速報取り消しデータ
確報データ作成時に誤りがあった場合、速報の取り消しを通知するデータ。

4. 運用実施 案

4-1. 開始年月

平成27年4月に運用を開始します。

4-2. 対象業務

基幹系システムで管理できる業務を対象として準備を進めます。

	業務
1	市県民税
2	固定資産税
3	軽自動車税
4	国民健康保険税
5	介護保険料
6	後期高齢者医療保険料
7	保育園・幼稚園保育料
8	公営住宅
9	上下水道料金
10	下水道受益者負担金
11	墓地管理料

4-3. 費用（参考）

(税抜)	
初期費用（当初のみ）	0～100,000円
ランニング／月	15,000円
単価／件	55～57円
年間手数料	約2,400,000円

（各業務の納付書、督促状、催告書の総発行枚数 約200,000枚の20%で算出しています。）

5. 近隣市の動向

滋賀県内では、栗東市と多賀町を除くすべての市町で実施されています。

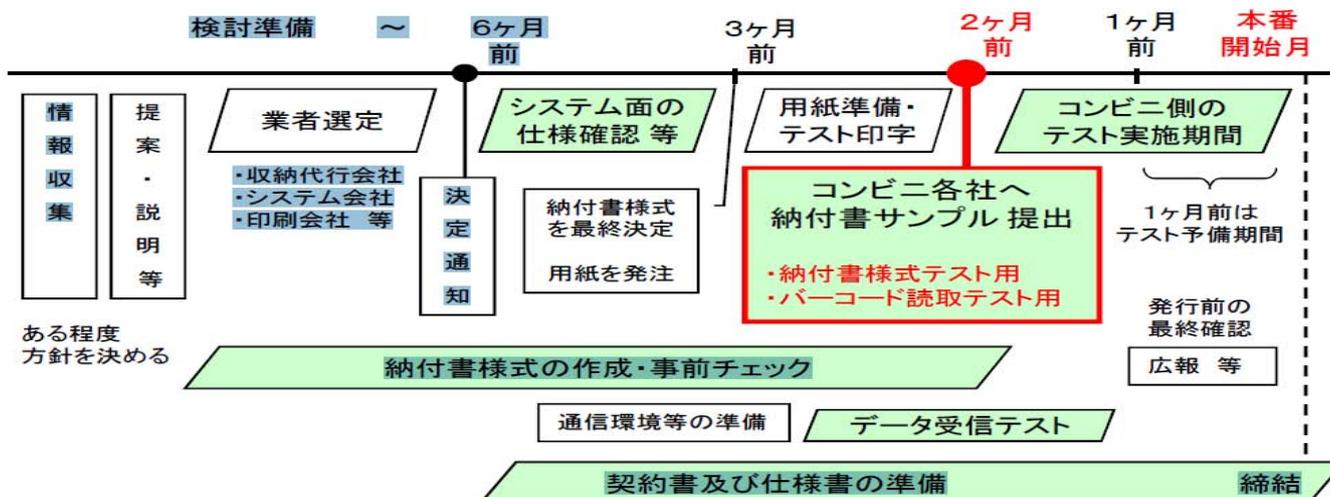
近隣市名	件数	単価	年間費用	参考対象業務	コンビニ収納の割合
草津	91,374 件	59 円/件	5,391,066 (件数×単価) +120,000 (基本料)	市民税・国保税	固定：10.05% 市民：15.88% 軽自：21.51% 国保：14.60%
守山	53,928 件	62 円/件	3,346,884 (件数×単価) + (基本料)	市民税・介護・後期 高齢者・保育料	約 40%
野洲	3,900 件	59 円/件	230,100 (件数×単価) + (基本料)	市民税	約 46%

※草津の割合は、全体の収納金額（口座振替等を含む）に対する割合です。他市は、直送に対する割合です。
(平成25年度実績)

6. 利用可能なコンビニ

コンビニ名	栗東市	滋賀県	全国
セブン-イレブン	10	190	16,345
ローソン	7	141	11,698
ファミリーマート	7	114	10,713
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア	0	1	1,642
サークルK、サンクス	3	52	6,320
ミニストップ	0	7	2,215
ココストア	0	0	467
スリーエフ	0	0	642
コミュニティ・ストア	0	2	105
ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト	0	3	651
エブリワン、RICマート	0	0	302
セイコーマート、SPAR(北海道)	0	0	1,258
セーブオン	0	0	600
ハート・イン	0	10	128
kioX設置店(アンスリー・アズナス含む)	0	0	89
MMK設置店 ※1	0	3	2,357
	27	523	55,532

7. 今後の予定



	実施時期	実施内容	担当課
1	平成26年7月（委託業者決定まで）	・財務規則の変更	総務課
2	平成26年7月（財務規則変更後）	・収納代行業者の選定（入札等）	総務課
3	平成26年10月ころ～ 平成27年1月ころ	・納付書発行・消込等ソフトの準備 ・必要機器、ソフト、回線等の準備 ・契約および仕様書の準備（ひな型ベース） ・各種システム情報等の通知及び届出 ・納付書様式の確定（版下ベース）	総務課／会計課
4	平成27年2月まで	・納付書サンプル（様式テスト用）の提出 ・納付書サンプル（バーコード読取テスト用）の提出 ・データ通信環境準備及び通信テスト等 ・市民への告知（広報）	総務課／会計課
5	平成27年3月まで	・テストで問題が生じた場合の再テスト対応等 ・契約書の捺印準備・締結等 ・最終確認等	総務課／会計課

以上

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画の策定について

1. 趣旨

本市では、平成21年度に市民参画と協働によるまちづくり推進条例を策定し、市民がまちづくりに参画する機会の提供や市民活動団体等への支援、研修を実施するなどの土壌づくりを行い、市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいます。

条例の施行から5年の経過を踏まえ、今後、さらに条例の具現化を目指し、市民参画と協働によるまちづくりの定着に向けた行動計画を策定します。

2. 計画の名称

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」

3. 計画期間

第五次総合計画（後期基本計画）期間・第七次栗東市行政改革大綱期間との整合を図り、5ヵ年（H27年度～H31年度）とする。

4. 策定にむけた基本姿勢

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画は、栗東市第五次総合計画の基本構想として定める、「政策実現にむけて」の二本柱である「市民主体・市民協働のまち」と「効率的で効果的な自治体運営」との整合を図るものとし、「市民主体・市民協働のまち」の実現に向けた計画を策定するものとします。

5. 策定の体制

(1) 庁外

- ・市民参画等推進委員会の開催（委員11名）3回
- ・市民活動団体ワークショップ等の実施
- ・パブリックコメントの実施

(2) 庁内

- ・総合調整会議
- ・庁内プロジェクト会議（行政改革プロジェクト会議）